

# 和歌山県

平成20年 12月4日  
資 料 提 供

## 和歌山市の個人宅飼育池におけるコイヘルペスウイルス病（KHV）の発生について

### 1. 経過および検査結果

平成20年12月2日、和歌山県農林水産総合技術センター水産試験場内水面試験地に和歌山市の個人宅で飼育していたコイのへい死個体5個体のうち4個体が持ち込まれ、診断の結果、KHV陽性であることがわかりました。

検査の結果、以下のとおりでした。

魚 種	検査結果（和歌山県農林水産総合技術センター 水産試験場内水面試験地） （陽性数／検体数）
ニシキゴイ 4尾	4 / 4

【検査方法】PCR検査

### 2. 対応

- 所有者に対し、まん延防止措置としてコイの移動禁止、残りの生残個体のうち数個体を検査、陽性であれば残り個体の焼却処分および池の消毒を要請
- コイの愛好家や一般県民については、ホームページ等の広報媒体を通じて情報を発信するとともに、関係機関に通知

### 3. その他

- KHVは農林水産省令で定められる特定疾病（まん延した場合に水産動物に重大な損害を与えるおそれがある伝染性の病気）に指定されており、まん延防止が徹底されています。
- KHVとはコイ特有の病気であり、マゴイ、ニシキゴイ以外の魚には感染しません。また人に感染することはなく、本疾病に感染したコイに触れたり、食べたりしても人体に影響はありません。
- 和歌山県におけるKHVは、平成16年6月に紀の川水域での発生以降、事例はありませんでした。全国的には平成16年以降は少なくなりましたが、養鯉場、河川、個人池等で発生しています。
- 県内の河川その他の水域においてのへい死情報の収集や、KHVのPCR検査を含めた病理検査を随時実施しています。

担当

和歌山県農林水産部水産局  
資源管理課

漁業調整班（内海・堀江）

TEL:073-441-3010

FAX:073-432-4124